

Title	根岸毅君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.7 (1989. 7) ,p.117- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890728-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ぶことはまれであり、通常国民軍の名称は一九二五年前後いまだ国民党の軍隊になっていなかった馮玉祥指揮下の軍隊を指す。また、本文中に中国語の原文が無造作に引用されており、ある部分には訳文が附され、他の部分には附されていない。これらの不統一は、明らかにワープロの操作によるものと思われる多くの誤記とともに、公刊の段階で修正されることが望まれる。以上の問題を残しつつも、われわれは、川島弘三君の提出になる本論文が法学博士（慶應義塾大学）を授与するに値するものであると判断する次第である。

一九八九年一月二七日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	山田 辰雄
副査	慶應義塾大学名誉教授	法学博士	石川 忠雄
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	小此木政夫

根岸毅君学位請求論文審査報告

本報告書の構成は以下の通りである。

- (一) 提出者の問題意識
- (二) 論文の内容と要旨
- (三) 特記すべき諸点と今後の研究課題
- (四) 総合評価

提出者の問題意識

根岸毅君が慶應義塾大学大学院法学研究科に提出した学位請求論文『政治学と国家』の執筆の動機は、次のように述べられている。

政治学の方法論に関する第二次大戦後の論議は、伝統的な政治学を批判しそれを科学として再構成しようとする行動論の立場に組する人々と、伝統を擁護し行動論を批判する立場に組する人々との間の確執を中心として展開された。この両者の間には、たんなる論争以上の、感情的対立を孕んだ争いの状況がある。そこでは、冷静な対話と論理的な理詰の説得が充分に行われてきたとは必ずしもいえない

（p.33）。

とし、政治学の過去数十年の学説の推移を検討しながら、同君自身が構想しようとする「政治学」の体系を論理的に支える基礎的な方法論を、本論文で、明確な形で提示しようとしている。したがって、ここでは、科学と哲学、科学的客観性と価値判断、目的と手段、理学と工学、政治概念と国家概念について、概念上の明晰化が求められることになる。政治学とはなにか、政治学と関連する国家とはなにか、学問論としての政治学の旧くて新しい根元的な問題がここで改めて問われている。それが本論文の挑戦的なライト・モチーフである。

論文の内容と要旨

本論文は全六章二十一節、約三十万字に及ぶ内容からなっている。

第一章 政治学の問題状況

方法論的にみて政治学はいま大きな問題を孕んだ状況にある、とする認識のもとに、政治学の問題状況の整理の仕方について、執筆者独自の見解を明らかにしようとする。執筆者が有効だと考える問題整理の枠組みは、知識の入手に関する「知識の発見の文脈」と「知識の妥当化の文脈」の二分法にしたがって問題を分別し、それぞれの文脈に属する相互に異なった性質を明確に区別することから始まる。発見の文脈は取り上げる研究対象

の選別の経緯にかかわり、妥当化の文脈は特定の仮説や理論の受容や拒否にかかわる。つまり、両者の混同が政治学の領域における不毛の論争の原因の一端となっている、という認識に繋がっている。そして、政治学は一面において（発見の文脈）の哲学であり続けなければならないとともに、他面において（妥当化の文脈）の科学でなければならない（明白）ことになり、さらに、両者は相互に関連づけられなければならないことになる。

第二章 政治学再構成のいくつかの試み

政治学は価値を論じ続けしかも科学でなければならない、と同時に、両者が相互に関連付けられていなければならないとすれば、具体的には、研究対象の選定は社会的に妥当なものとの評価を受けられるものでなければならない、と同時に、研究活動それ自体も実際問題の解決に役立つものでなければならない、ということになる。政治学の再構成の試みは、執筆者によると、対象選定の社会的妥当性と問題解決の社会的有効性に関する諸問題を明確にしておくことが前提条件となる。

第三章 科学と問題解決

政治学における研究活動が「科学」的であると同時に「問題解決」に役立つことの条件の解明がこの章の主題となっている。そのために、科学の条件（第一節）、問題解決の条件（第二節）、科学的な問題解決の条件（第三節）の三つの節で、執筆者独特の

「科学論」が展開されている。科学的知識が入手される一連の知的過程は、前にも紹介したように、「発見の文脈」と「妥当化の文脈」に分けられ、科学が関わるのは後者だけであって前者の文脈における知的活動は科学的であるための条件とは関係が無いという。この点が、科学的であることと問題解決に役立つこととの、通説では両立不可能とされてきた要請を共に両立させるる鍵である、としている。執筆者は、さらに、学問研究のもっとも基本的な区分を「問題解決の意図の有無」に立脚することを提唱している。そして、その意図があるものは「工学」、ないものは「理学」と呼ぶ。この両者は「発見の文脈」における意図のあるなしの違いの区分に過ぎないので、「工学」が科学の条件を満たさないということはなくなる。このようにして、現在政治学上の未解決の問題として残されている諸点を相互に矛盾無く組織だった形で解決できる唯一の研究形態は、執筆者によると、ここで規定されている「工学」においてほかに無いということになる。

第四章 政治学に対する社会的要請

政治学は一つの工学であるとする執筆者の考え方を、従来の(社会通念および政治学の学説史の流れに沿って再検討しようとし、政治学に関する社会通念(第一節)、政治学の変遷(第二節)、政治学に対する社会的要請(第三節)の三節にわたって、その考え方の理論的根拠を明らかにしようとする。その結果、一般の

人々が「政治」という言葉を用いる際の核となるものは国家であること、日常の政治論議は問題解決志向(工学)が中心となっていること、さらに、政治学のこれまでの展開過程からみて、政治学と呼ばれる学問領域が分担してきた研究対象の範囲は「国家およびそれに関連するもの」(Politics)であること、したがって、政治学に社会が期待しているものは国家をめぐって発生する不都合(Inconveniences)や障害を除去すること、であると結論つけている。言い換えれば、価値中立的な客観的な「科学」方法論のみ固執し続けた行動論的政治学は、伝統的な政治哲学および政治制度論の政治学の歴史の中にあっては極めて例外に属する、という認識が執筆者の立論の前提となっている。

第五章 国家とはなにか

政治学を「国家をめぐって発生する不都合をその分担とする一つの工学」であると規定すると、次ぎに、必然的に「国家とはなにか」に答える必要がある。国家概念の規定はまた政治学上の基本的なボレミックの一つでもある。国家の概念、国家の本質、国家の機能、国家と法、それと関連する政治の諸概念を明確に規定しなければならぬ。それは政治学上の概念論争の深海に引き戻されることを意味する。そこで、執筆者のとする戦略は、一つの「社会的装置」としての国家を措定し、「特定の目的の実現のために、特定の仕事を実行するようにつくられたも

の」としての「装置」は、その目的、その仕事を明示することによって装置自体の本質を特定することができる、といった論法で、装置としての国家を特定しようとする。その「装置」の目的と仕事は、執筆者によると、結局、「ルールの設定と維持」である、ということになる。つまり、「一定範囲の人々の行動が一定の枠のなかで行われる状態を生起させることをそれに特有の目的とする社会的な装置」(p.200)が国家であることになる。同時に、国家と呼ばれる社会的な存在の全体ではなく、その装置としての側面のみを定義の対象としたに過ぎないとしている。そこで、工学としての政治学は、国家という装置の使い手（有権者）と装置の仕事の対象（国民）の関係を中心として現れる多種多様な問題の解決を意図する学問研究である、という結論になる。

第六章 伝統的な政治学と行動論

執筆者は、その独自の政治学の構想が主として行動論的政治学への批判から形成されたことを再論し、その構想のもっとも重要な契機となった理学と工学の関係についても再論している。つまり、政治学を工学として再構築しようとする可能性を首尾一貫して追及してきた執筆者は、ここでも、政治学の学問としての一体性、統合性、問題解決のための研究活動とそこで得られる知識の客観性などの問題について、いまや確固たる答を提示することができた、と自負している。

特記すべき諸点と今後の研究課題

根岸毅君の構想する政治学は「国家をめぐる発生する問題（不都合）をその分担の範囲とする一個の問題解決の学問（工学）」(p.212)のことであり、その場合の国家は「一定範囲の人々の行動が一定の枠のなかで行われる状態を生起させることをそれに特有の目的とする社会的装置」(p.200)であり、その文脈での「問題」とは「人が欲求を満足な形で充足させながら生きようとする場面（文脈）に生ずる特定の事情」(p.200)のことであり、欲求充足にとって障害となる場合にそれが持つ性質（否定的な価値）が「不都合（Inconveniences）」という概念の内容となる。そして、問題解決（不都合や障害の除去や克服）の意図をもつ学問研究としての「工学」は、問題解決の作業の(A)目標の提示と、目標を実現するための(B)手立ての解明の、二つの局面をもつことになる。第一の局面は哲学の領域に関連し、第二の局面はふつういうところの工学（例えば機械工学、造船学）に加えて、医学、獣医学など他の問題解決を志向する多様な学問研究を含む。そして、構想の提示に際し推論の徹底した厳密性を追及している。

しかしながら、政治学体系の既存理論のレビューとして、一九六〇年代アメリカ政治学界で展開された行動論的政治学の徹底した科学主義を批判することは、伝統的政治学の立場からするにせよ、あるいは別の緩やかな科学観の立場からするにせよ、さほど目新しいことではない。しかも「イデオロギーの終焉」

の時代的地平を迎えたアメリカ独自の、当時の社会状況に出現した一つのローカルな政治理論運動を反面教師として、本論文の基本的構想は醸成されていったように思われる。同じ時期の、そして、その後の西欧の政治学界の状況については、別段、本論文においては触れられているわけではない。つまり、本論文は、主としてアメリカの政治学研究の潮流のなかでの、新しい革新的な一つの政治理論を表明しようとしてきたもののように考えられる。同じように、伝統的政治学の復権に強い関心を示す本論文は、これまでの伝統的政治哲学が、現在の執筆者の意図に反し、工学的にまったく無能であり専らユートピア的イデオロギーの論議に終始してきた過去の事実に触れることもなかった。

さらに特記すべき重要な点は、工学としての政治学の研究対象の選別に関する優先順位の決定、および、問題解決作業の際の目標提示の決定についてである。執筆者は、前者については、「研究が取り上げるべき問題の優先順位は公開の場で検討される必要がある。その種の論議を公開の場で行う環境が社会的に確保され、その種の議論はつねに意識的に行うべきだ」という社会的な合意が形成されていれば、研究者間で取り上げるべき問題の優先順位に関して意見の一致がみられないことは、工学成立の支障とはならない」(p.98)と述べている。また、問題解決における目標の吟味についても、学問的な価値論の存在理由は価値の対立の局限とそれでも取捨できない対立の構造の明確化

にあるとし、公開の場での対立構造の明確化によって、結果として、価値判断に関する対立に橋を架ける可能性が出てくると思われる、と述べている(p.99)。この点では、執筆者の発想は、まことに楽観的であるといわなければならない。価値対立の局限状況こそ、政治学研究の伝統的な究極のターゲットではなかったろうか。そこでは、権力の磁場が阿修羅の世界を構成し、政治的決断と権力関係の百鬼夜行する現象界が出現する筈である。公開の場で自ずからすべてが自然に解決するわけではない。次に、国家をめぐって発生する問題(不都合)をその分担の範囲とする一個の問題解決の学問としての政治学は、同じ分担範囲の同種の問題解決を意図する経済学、とりわけ、公共政策、公共選択の最近の諸理論と、一体、どのように関連するのであろうか。今後の研究課題としても、是非とも取り上げられる必要がある。

最後に、いわゆる生活世界⇨意味解釈の側からの工学的思考に対する反動、あるいは、エスノメソドロジーの思惟世界からの発見の文脈における価値論への反発も、社会的通念という用語を多用する本論文は、今後の研究過程で、安易に黙殺しざることとは出来ないであろう。

総合評価

根岸毅君が提出した学位請求論文『政治と国家』は、以上に述べた若干の諸点の再考察を必要としながらも、審査を担当し

た三名の審査員のそれぞれの専攻領域、政治思想史、政治理論
社会理論の観点から判断し、論文構成における統合性、既存研
究検討における論理的厳密性、理論の体系化における推論の緻
密性、および、政治学に対する新たななるボレミックを生み出す
であろう諸点において、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授
与するに相応しい業績であると判定される。

一九八九年二月三日

主計	慶應義塾大学法学部教授	社会学博士	十時 巖周
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	奈良 和重
副査	慶應義塾大学法学部教授		堀江 湛